

森林経営管理制度を踏まえた 民有林行政への支援

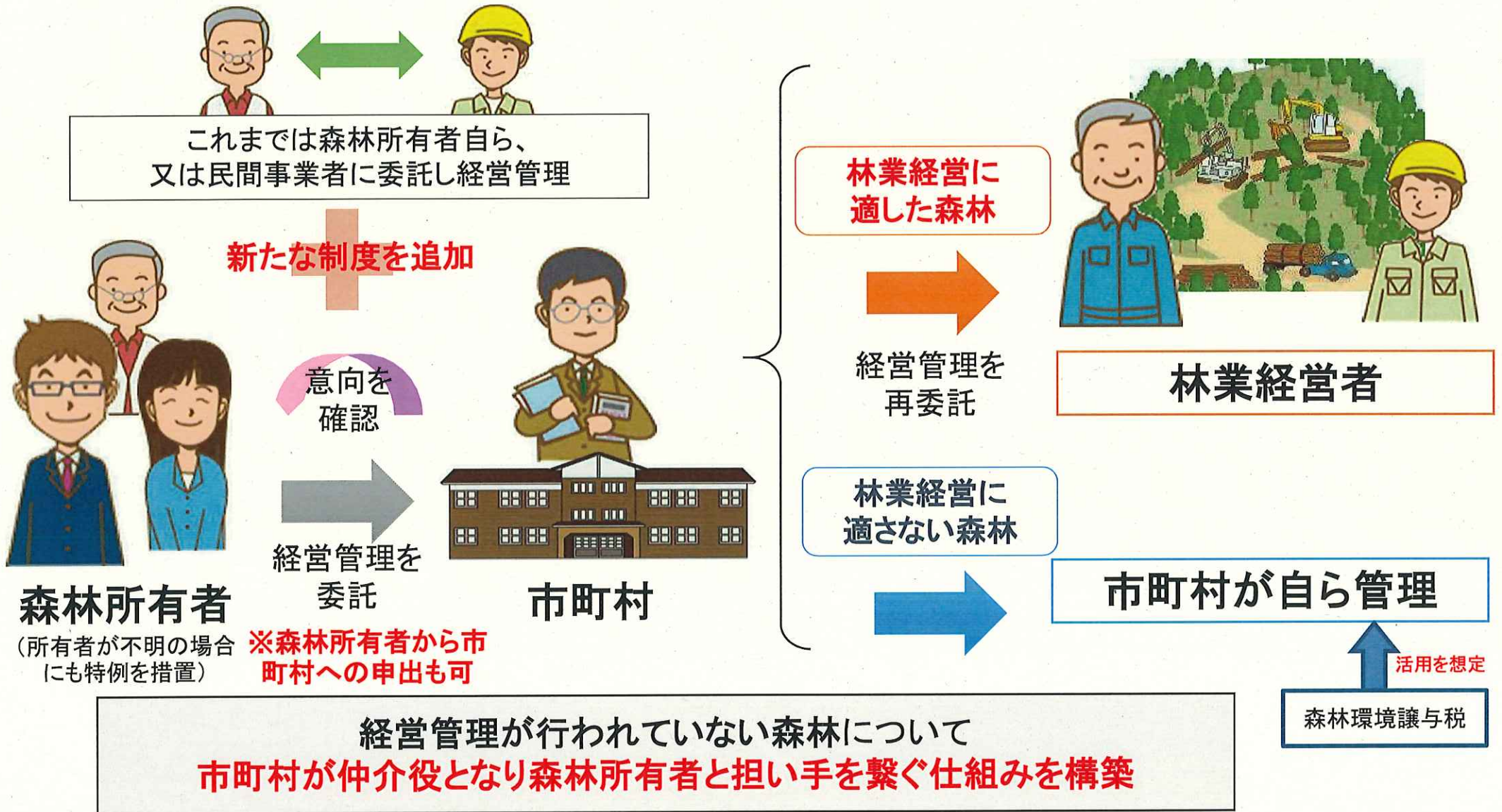
1. 森林経営管理制度と森林環境譲与税
2. 「意欲と能力のある林業経営者」に対する支援の取組
3. 民有林と国有林が連携した取組
4. (事例紹介)森林経営管理制度におけるドローンを活用した支援



1. 森林経営管理制度と森林環境譲与税

○森林経営管理法（森林経営管理制度）の仕組み

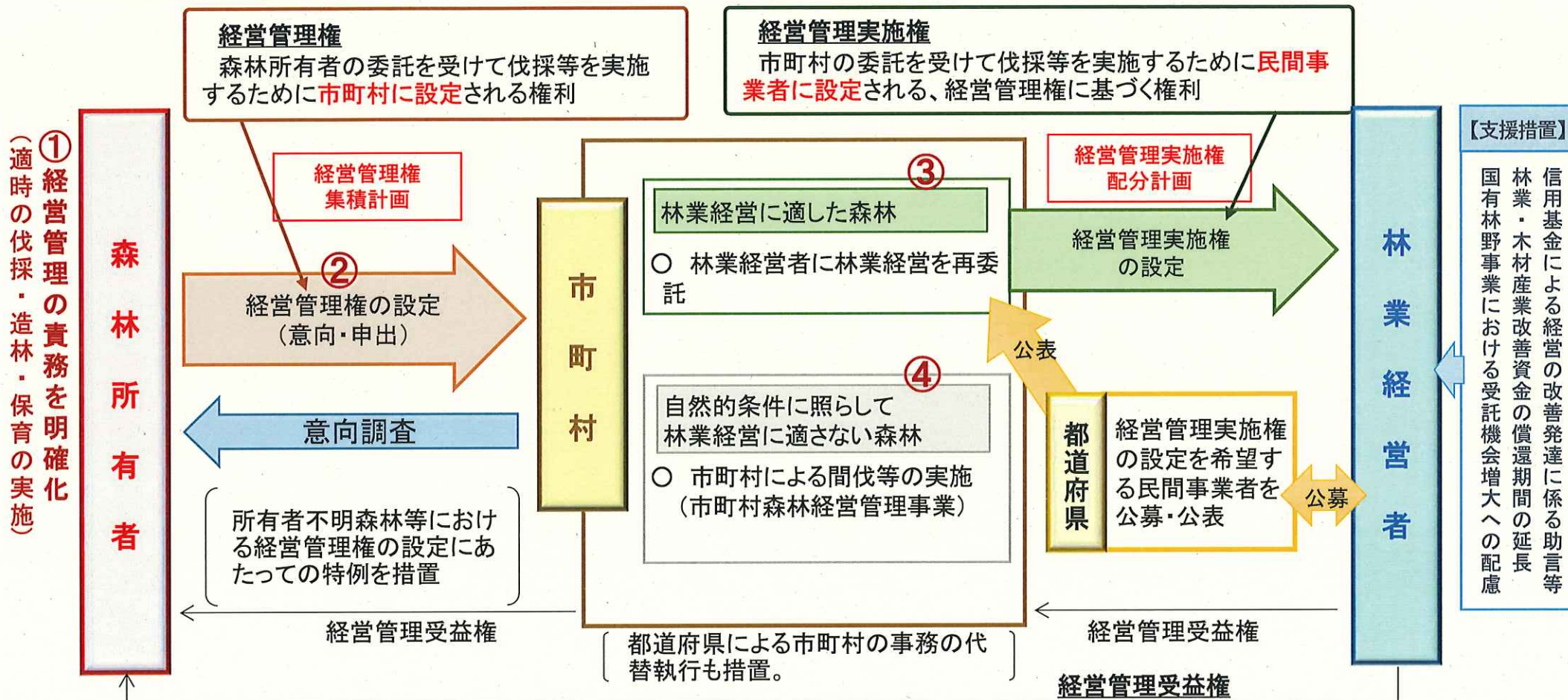
- **経営管理が行われていない森林**について、**市町村が森林所有者の委託を受け経営管理**することや、**林業経営者に再委託**することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進。



1. 森林経営管理制度と森林環境譲与税

○森林経営管理法（森林経営管理制度）の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施

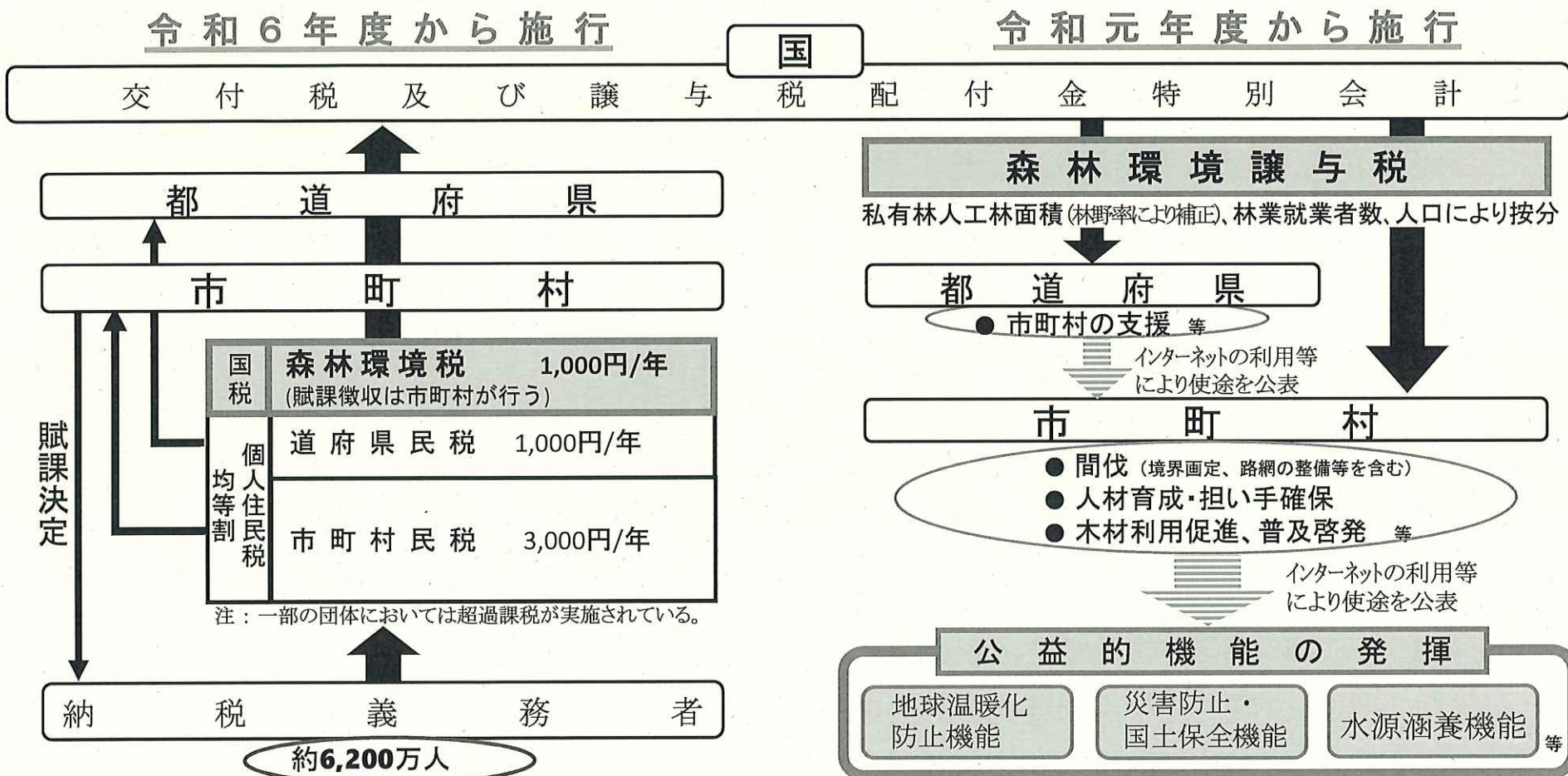


1. 森林経営管理制度と森林環境譲与税

○森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の**温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設。**

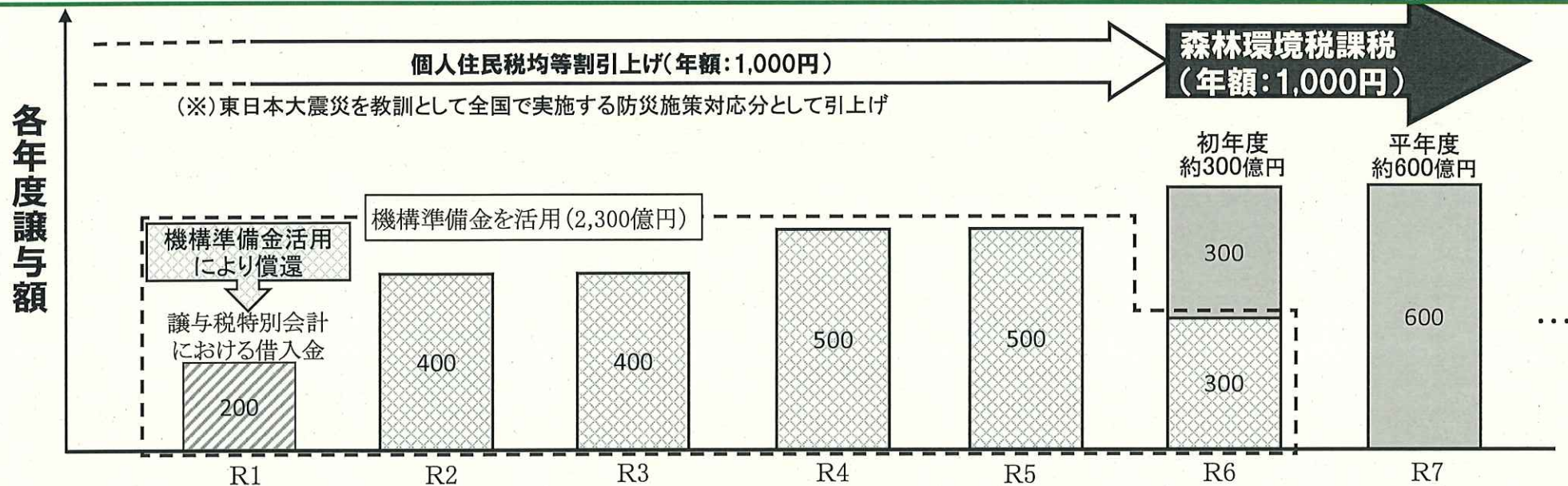
【制度設計イメージ】



1. 森林経営管理制度と森林環境譲与税

○森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



市:県の割合	80:20	85:15		88:12		90:10	
(市町村分)	160	340	→	440	→	540	→
(都道府県分)	40	60	→	60	→	60	→

【譲与基準】

市町村分	50% : 私有林人工林面積	(※以下のとおり林野率による補正)
	20% : 林業就業者数	
	30% : 人口	
都道府県分	市町村と同じ基準	

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1.5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

1. 森林経営管理制度と森林環境譲与税

○森林環境譲与税を活用した事業例

○ 林野庁のホームページにおいて、森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組事例を紹介していますので、地方単独事業創設などのご参考にしてください。

林野庁のウェブサイトを取組事例を紹介しています！

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html

林野庁

English ミニサイズ サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

逆引き単語から探す キーワードから探す Google カスタム検索 検索

林野庁について お知らせ 政策について 申請・お問い合わせ 国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > 森林環境税及び森林環境譲与税

森林環境税及び森林環境譲与税

- 1 森林環境譲与税の取組事例
- 2 森林環境税の創設
- 3 森林環境税創設の趣旨
- 4 森林環境税・森林環境譲与税の仕組み
- 5 森林環境譲与税の用途とその公表
- 6 森林環境税及び森林環境譲与税関係法令等
(参考) 森林環境税を巡る経緯

1 森林環境譲与税の取組事例

令和元(2019)年度における森林環境譲与税を活用した取組事例を御紹介します。

※この事例集は、令和元(2019)年度に森林環境譲与税を使って取組が行われている事例(予定を含む)を集めたものです。実績ではありませんので御留意ください。

森林環境譲与税の取組事例集(PDF: 4,050KB)

ここをクリック！

森林環境譲与税の取組事例集

令和2年1月

注：この事例集は、令和元年度に森林環境譲与税を使って取組が行われている事例(予定を含む)を集めたものです。実績ではありませんので御留意ください。

2. 「意欲と能力のある林業経営者」に対する支援の取組

・管内の都県においても、「意欲と能力のある林業経営者」の公表がなされているところ。

※ 福島県（58者）、茨城県（25者）、栃木県（33者）、群馬県（51者）、埼玉県（7者）、千葉県（2者）、東京都（5者）、神奈川県（9者）、新潟県（34者）、山梨県（11者）、静岡県（28者）
（9月24日時点）



① 国有林野事業に係る伐採等の委託に当たっての配慮

・造林・素材生産の請負事業の総合評価落札方式による一般競争入札において、「意欲と能力のある林業経営者」である場合は、加点。

② 生産性向上の取組

・素材生産の請負事業体に作業日報の作成を義務付け、分析し、作業工程のボトルネックを把握・改善。

③ 現地検討会の開催情報の提供

・森林管理局・森林管理署が行う経営管理に資する現地検討会等の開催情報を提供。

《森林経営管理法(抜粋)》

(国有林野事業における配慮等)

第44条 国は、国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第2条第2項に規定する国有林野事業に係る伐採等を他に委託して実施する場合には、林業経営者※1に委託するように配慮するものとする。

2 森林法第7条の2第1項に規定する国有林を所管する国の機関及び関係地方公共団体は、相互に連携を図り、林業経営者※1に対し、経営管理※2に資する技術の普及に努めるものとする。

※1 「林業経営者」:経営管理実施権の設定を受けた民間事業者

※2 「経営管理」:森林(地域森林計画の対象とするものに限る。)について自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと

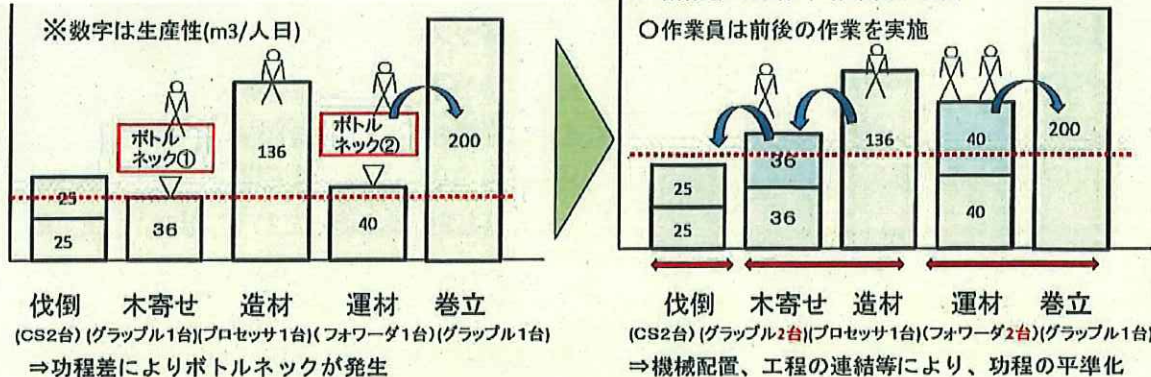
2-② 生産性向上の取組

- 平成31年4月からスタートした森林経営管理制度を円滑に運用するためには、林業事業体を「意欲と能力のある林業経営者」へ育成し、生産性の向上を図ることが必須。
- 林業事業体が一年を通じ、安定的・効率的に事業を実施できるよう、一貫作業システム、複数年契約、複数作業種の組合せ発注(植栽、下刈り、除伐等の作業をできる限り組み合わせて発注)を推進。
- 国有林の素材生産事業において、すべての請負事業体に、伐採から運搬までの各作業工程を対象として作業員ごとに作業時間及び処理材積を記録する作業日報の作成を義務付け、分析し、ボトルネックの把握・改善による生産性向上を推進。

PDCAサイクルの活用による生産性向上の取組



【ボトルネック改善の1例(イメージ)】



生産性向上現地検討会

2-② 素材生産における生産性向上の取組

● 関東森林管理局の生産性目標（目安）

基準（平成27年度）
主伐： 8.1m³/人日
間伐： 5.0m³/人日

中間（令和2年度）
主伐： 10.2m³/人日
間伐： 6.6m³/人日

目標（令和7年度）
主伐： 12.2m³/人日以上
間伐： 8.2m³/人日以上

● 関東森林管理局の生産性目標達成状況等

年度	主伐別	目標 (m ³ /人日)	実績 (m ³ /人日)	達成率	各署での作業日報の作成・分析
平成29年度	主伐	8.5	4.4	52%	各署等一契約で実施
	間伐	5.3	6.0	113%	
平成30年度	主伐	9.1	9.1	100%	全ての請負契約で実施
	間伐	5.8	6.6	114%	
令和元年度	主伐	9.7	8.5	88%	全ての請負契約(事業地毎)で実施
	間伐	6.3	6.6	105%	

● 生産性向上実践担当者会議の開催

平成31年4月18、19日に関東森林管理局において、各森林管理署等の担当者50名を集め、生産性向上実践担当者会議を開催。

- ・宇都宮大学農学部森林科学科森林工学研究室の有賀准教授から「作業システムの生産性とコスト」と題した特別講義を実施
- ・日報分析支援ツールの入力体験を実施
- ・各署等の取組のうち優良事例を発表

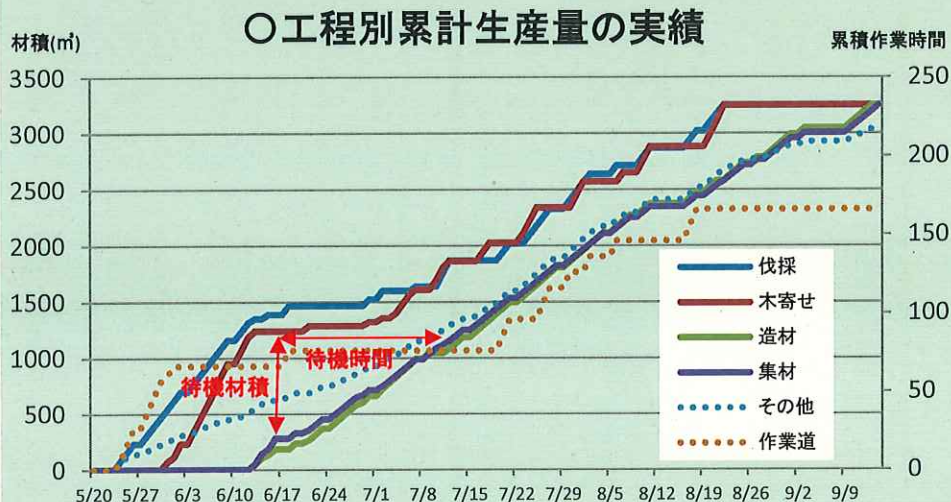
などにより生産性向上に関する最新の知見を得るとともに、生産性向上の意義や現地検討会開催の方向性を共有。



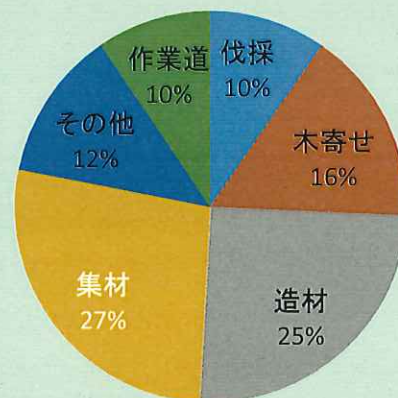
有賀准教授による特別講義

● 日報分析支援ツールの活用による工程管理の取組（白河支署の事例）

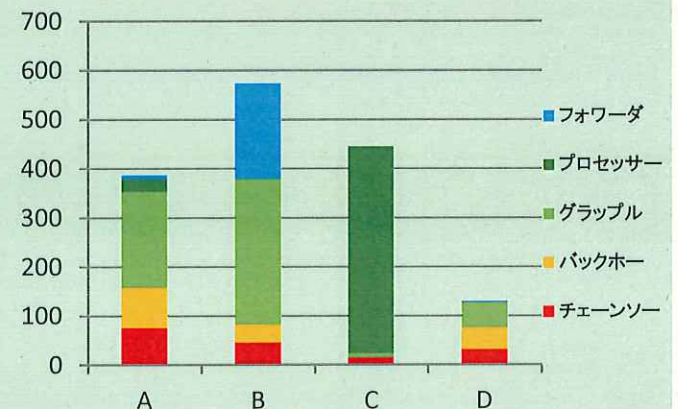
日報分析支援ツールにより作成した工程別生産量のグラフ等により生産性の低い工程(ボトルネック)等を把握し、改善策を検討。



○ 工程別作業時間割合



○ 個人別機械使用時間



2-③ 現地検討会の開催情報の提供

- 国有林で先駆的に取り組んでいる様々な施業方法が民有林にも普及するよう、「意欲と能力のある林業経営者」をはじめ、広く関係者に参加をはたらきかけ、現地検討会を積極的に開催。
- 令和元年度は、管内各地で下刈省力化、一貫作業システム、林業専用道、獣害防除、生産性向上、丸太の採材方法などの現地検討会を22回開催。1,107名が参加（平成30年度は46回開催、1,973名が参加）。
- 令和2年度は、参加人数の制限など、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じた上で開催。



福島県喜多方市

下刈省力化現地検討会



群馬県川場村

獣害防止対策現地検討会



神奈川県山北町

生産性向上現地検討会



群馬県沼田市

コウヨウザン植栽現地検討会



茨城県常陸大宮市

採材現地検討会



福島県いわき市

採材現地検討会

3. 民有林と国有林が連携した取組

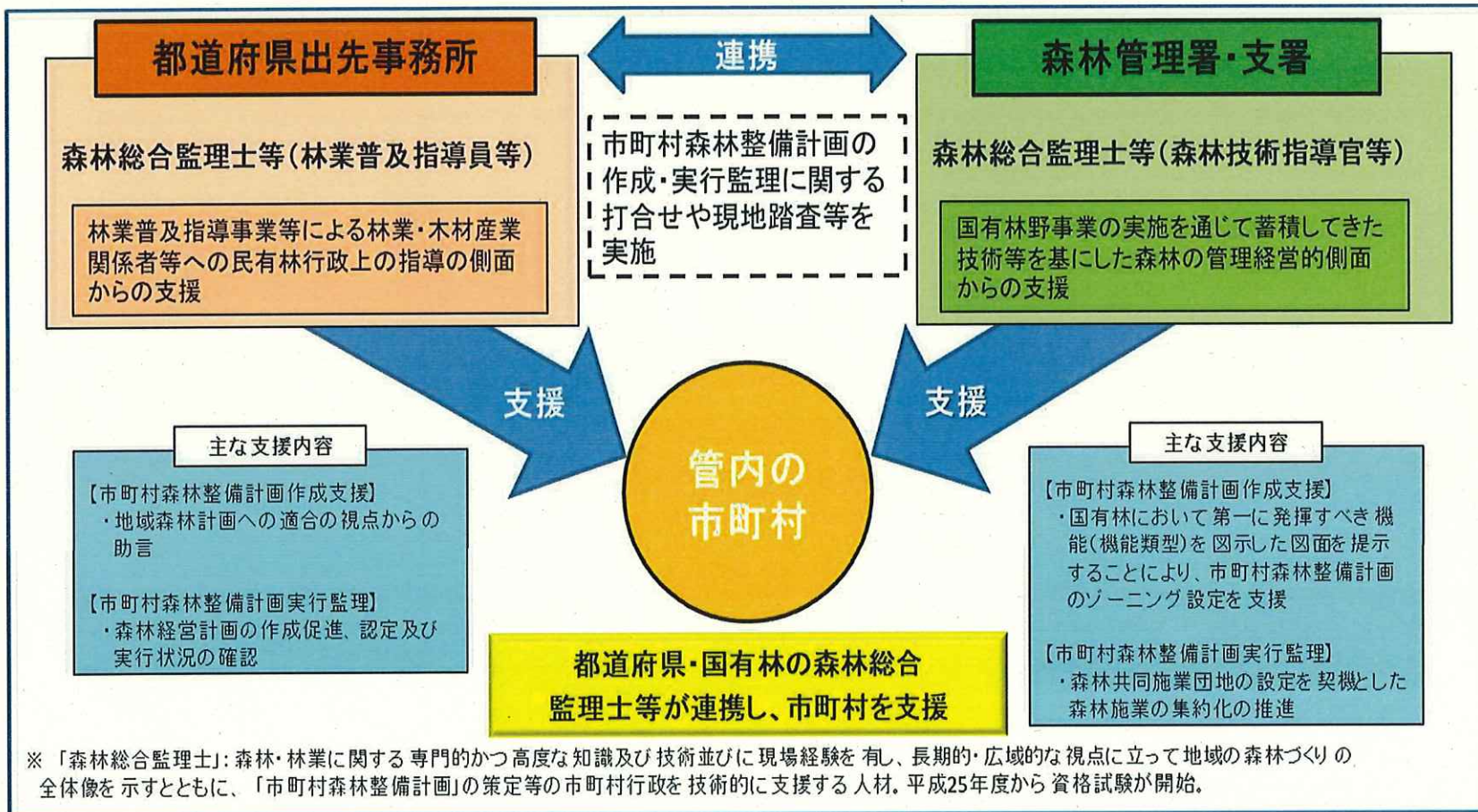
令和2年7月1日

区分	取組の内容	関東森林管理局における実績・成果	根拠法令等
① 民国連携推進地区	平成28年度から令和2年度までの5年間に いて、森林計画樹立計画区単位の一つ以上の市 町村を対象に順次設定し全体で30地区（市町 村）を設定 都県と国有林の森林総合監理士等の連携の 下、市町村森林整備計画の作成をはじめ市町村 における林政の課題解決等に対する援助	平成28年度民国連携推進地区 ・喜多方市(会津署)・南会津町(南会津支署)・石岡市(茨城署)・鹿沼市(日 光署)・みどり市(群馬署)・伊豆市(伊豆署) 平成29年度民国連携推進地区 ・いわき市(磐城署)・中之条町(吾妻署)・秦野市(東神署)・湯沢町(中越 署)・秩父市(埼玉所) 平成30年度民国連携推進地区 ・常陸太田市、大子町(茨城署)・日光市(日光署)・佐渡市(下越 署)・浜松市(天竜署)・富士吉田市(山梨所) 令和元年度民国連携推進地区 ・田村市(福島署)・古殿町(白河支署)・城里町(茨城署)・南牧村 (群馬署)・阿賀町(下越署)・島田市(静岡署)・君津市(千葉所)・ 身延町、南部町(山梨所) 令和2年度民国連携推進地区 ・埴町(棚倉署)・大田原市(塩那署)・みなかみ町(利根沼田署)・上 越市(上越署)	・森林法10条の12 ・林野庁長官通知 ・森林・林業基本計画 ・関東森林管理局独自の取組
② フォレスターチーム	都県又は流域単位で設置し、森林管理署等の 森林総合監理士等(森林技術指導官又は地域林 政調整官等)と都県の森林総合監理士等で交流 を行いつつ、地域林政の課題解決に向けた取組 を実施 民国連携推進地区を拠点として低コスト化・ 省力化の技術等を普及	・設立状況 「関東森林管理局フォレスター連絡会」(H30.2.7結成) 「かながわフォレスターズネットワーク」(H31.3.15結成) 「茨城県フォレスター等連絡協議会」(H31.6.18結成)	・林野庁長官通知 ・関東森林管理局独自の取組
③ 森林共同施業団地	民有林と国有林が連携することで双方の事業 の効率化や低コスト化等が図られる区域につ いて、森林共同施業団地の設定及び協定締結によ り、民国を連結した路網の整備と相互利用、計 画的な間伐、協調出荷等を実施	・平成22年9月から設定を開始 令和2年7月1日現在：22協定、21団地	・国有林野の管理経営に関する基本計画 ・林野庁長官通知
④ 公益的機能維持増進協定	国有林の有する公益的機能の維持増進を図る ため必要があると認めるとき、民有林の森林所 有者と協定を締結して、民有林と国有林を一体 的に国が森林整備等を実施	・協定締結件数 平成25年度 2件 平成26年度 1件 平成27年度 1件 平成28年度 2件 平成30年度 4件 (計10件)	・森林法10条の15 ・林野庁長官通知
⑤ 民国連携システム販売	民有林材と国有林材をまとめて出荷(協調出 荷)することにより、小ロットで販路の乏し かった民有林材の供給を促進	・民有林材販売実績 平成26年度 1協定(424m3) 平成27年度 3協定(412m3) 平成28年度 4協定(2,713m3) 平成29年度 10協定(4,480m3) 平成30年度 21協定(6,688m3) 令和元年度 24協定(7,364m3) 令和2年度 28協定(10,100m3)	・国有林野の管理経営に関する基本計画 ・林野庁長官通知
⑥ 森林総合監理士等の育成 支援	地域林業のリーダーとなるべき森林総合監理 士等の育成・確保のため、県、大学、試験研究 機関等と連携し、多様なフィールドを有する国 有林を活用した現地研修や都県の要望に対する 研修講師の派遣等を実施	・平成23年度より森林総合監理士育成等の研修を実施 森林総合監理士等育成研修受講者数 合計 1,013名受講(民有林671名・国有林342名) 【令和元年度末現在】	・森林・林業基本計画 ・林野庁長官通知等

3-① 民国連携推進地区

民国連携推進地区の設定と取組

- 市町村森林整備計画の作成・実行監理、森林経営管理制度等の市町村の新たな業務に対応するため、都県と連携し「民国連携推進地区」に対する技術的支援を展開
- 森林計画の改定時期(5年に一度)を迎えている市町村の中から、平成28年度以降「民国連携推進地区」を30市町村設定し、各地区の森林・林業をめぐる課題解決に向けた取組を重点的に支援。



獣害対策や木材販売等の意見交換
(静岡署:静岡県島田市)



民国連携推進地区打合せ会議
(関東局:県市町村からも7名出席)

3-① 民国連携推進地区の設定と取組課題・取組状況

民国連携推進地区の設定と取組課題・取組状況

設定年度	署等	連携相手	推進地区	各地区独自課題	各地区の取組状況	森林共同施業団地名 協定締結年月
H28	会津署	会津農林事務所	喜多方市	①会津地方民国連携推進会議の開催 ②森林共同施業団地の設定	喜多方市楚々木地区森林共同施業団地 平成29年3月設定 ①会津地方民国連携推進会議の年2回の定着 令和元年度2回目は全市町村担当者を含めて開催 ②新たな森林共同施業団地発掘の取り組み実施 結果的に該当地区において多方面に問題点があり断念 ③下刈、生産性向上現地検討会の開催 ④既存団地の取組は土地所有者からの理解が得られず計画の調整中	喜多方市楚々木地区森林共同施業団地 平成29年3月
H28	南会津支所	南会津農林事務所	南会津町	①会津地方民国連携推進会議の開催 ②南会津産木材市への出材等による協力	①南会津町林業成長産業化推進会議の支援 ②会津地方木材安定供給連絡会への参画、南会津産木材市への出材 ③下刈・低密度植栽現地検討会の開催 ④南会津地区林業関係者（事務担当者）情報交換会の開催 ⑤獣害剥皮被害調査検討会開催	

3-② フォレスターチーム

- 局署のフォレスター等による民国連携の具体的な取組事例やそのノウハウに係る情報の共有、連絡・調整、技術の向上を図るため、「関東森林管理局フォレスター連絡会」を設置。
- 地域の森林における公益的機能の維持・増進、地域林業・木材産業の発展及び都県と連携した市町村支援を図るため、都県と森林管理署等の森林総合監理士等による都県単位でのフォレスターチームを設置し、連携を促進。

市町村主体の森林整備を実現するためには、長期的かつ継続的に技術的支援等が必要

フォレスターチーム

森林管理署

連携

都道府県

- ・森林総合監理士
- ・森林技術指導官
- ・地域林政調整官

- ・森林総合監理士
- ・林業普及指導員

【設置済】：神奈川県、茨城県

支援

市町村



都県毎の設置を進める

【取組方向】

○ 民国の森林総合管理士等による、定期的な情報共有や各種交流を推進し、地域林業の課題解決を図るため、以下の取組を進める。

- ・市町村へ技術等の支援
- ・民有林・国有林を活用した各種研修会の開催
- ・新たな知見・技術（生産性向上、低コスト化・省力化、獣害対策）の共有・普及
- ・民国連携による森林共同施業団地等の推進
- ・地元の民有林関係者や木材需要者との連携による、意欲と能力のある林業経営者の育成



一貫作業システム等現地検討会
(塩那森林管理署)



「茨城県フォレスター等連絡協議会」
設立総会（令和元年6月）

3-② 関東局管内における都県のフォレスターチーム結成状況

地域の森林における公益的機能の維持・増進、地域林業・木材産業の発展及び都県と連携した市町村支援を図るため、都県と森林管理署等の森林総合監理士等による都県単位でのフォレスターチームを設置し、連携を促進。

かながわフォレスターズネットワーク

平成31年3月15日発足 会員25名
神奈川県：20名
神奈川県森林組合連合会：1名
森林整備センター：1名
東京神奈川森林管理署：3名

目的

神奈川県内で活動可能な森林総合監理士による市町村等への技術的支援や、その他必要な協力を円滑かつ効果的に実施するため、具体的な取組事例やそのノウハウに係る情報の共有を図るほか、森林総合監理士相互の交流を促進し、森林総合監理士として期待される専門的かつ高度な知識及び技術の向上を図ることを目的とする。

茨城県フォレスター等連絡協議会

令和元年6月18日発足 会員61名
茨城県：50名
常陸太田市：1名
茨城県林業公社：1名 茨城県農林振興公社：2名
茨城森林管理署：7名（内OB1名）

目的

森林総合監理士や林業普及指導員（以下、森林総合監理士等）の活動の柱のひとつに、市町村森林整備計画の樹立及び実行監理に関する指導・助言がある。このため、茨城県内の森林総合監理士等が連携しながら活動を推進できるよう、必要な情報交換や役割の分担及び連携に関して調整し、適切な指導・助言を行う。

また、茨城県における木材サプライチェーンの構築、森林経営計画の策定支援、森林経営計画に基づく確実な実行を支援するものとし、そのために必要な意見交換や相互の検討会等への参加を目的とする。

フォレスターチームの結成により、関係者間での連絡調整・情報交換、情報共有に効果

茨城県フォレスター等連絡協議会：森林林業活性化セミナー12月6日開催

東京都及び管内各県での結成促進を図り、地域林業の活性化に向けた取組促進を図る

3-③ 森林共同施業団地

森林管理署等と地方自治体、民有林所有者等が、森林整備推進に関する協定を締結し、民有林と国有林が隣接する地域の森林において、双方が連携して路網整備や間伐等の森林施業などを進める仕組み

メリット

- ①効率的な路網整備
- ②事業コストの縮減
- ③木材の協調出荷
- ④森林環境保全直接支援事業等の要件緩和



森林共同施業団地を設定するメリット

① 効率的な路網整備

民有林と国有林が計画段階から連携することにより、一体的、効率的な路網整備が可能となります。

② 事業コストの低減

民有林と国有林が、林業専用道、森林作業道、土場等の搬出施設を相互利用することができ事業のコストダウンが図られます。

③ 木材の協調出荷

民有林と国有林が木材の出材時期や出材量等を相談して、まとまった量の協調出荷が可能となれば、有利な販売が期待できます。

④ 森林環境保全直接支援事業等の要件緩和

国有林との森林共同施業団地対象民有林は、国有林と併せて一定の事業規模(5 ha)を満たせば、森林環境保全直接支援事業の対象となります。

設定の流れ

候補区域の選定

関係者間の事前調整

運営会議の設置（必要に応じて）

森林共同施業団地の設定
（森林整備等実施計画の作成）

森林整備推進協定の締結

事業の実施

期待される効果

- 林業・木材産業の活性化
- 豊かな森林づくりの実現
- 森林吸収源対策の推進
- 施業の集約化の推進
- 他の地域・流域への波及

※ 逆の場合もある

3-③ 関東森林管理局における森林整備推進協定の設定状況

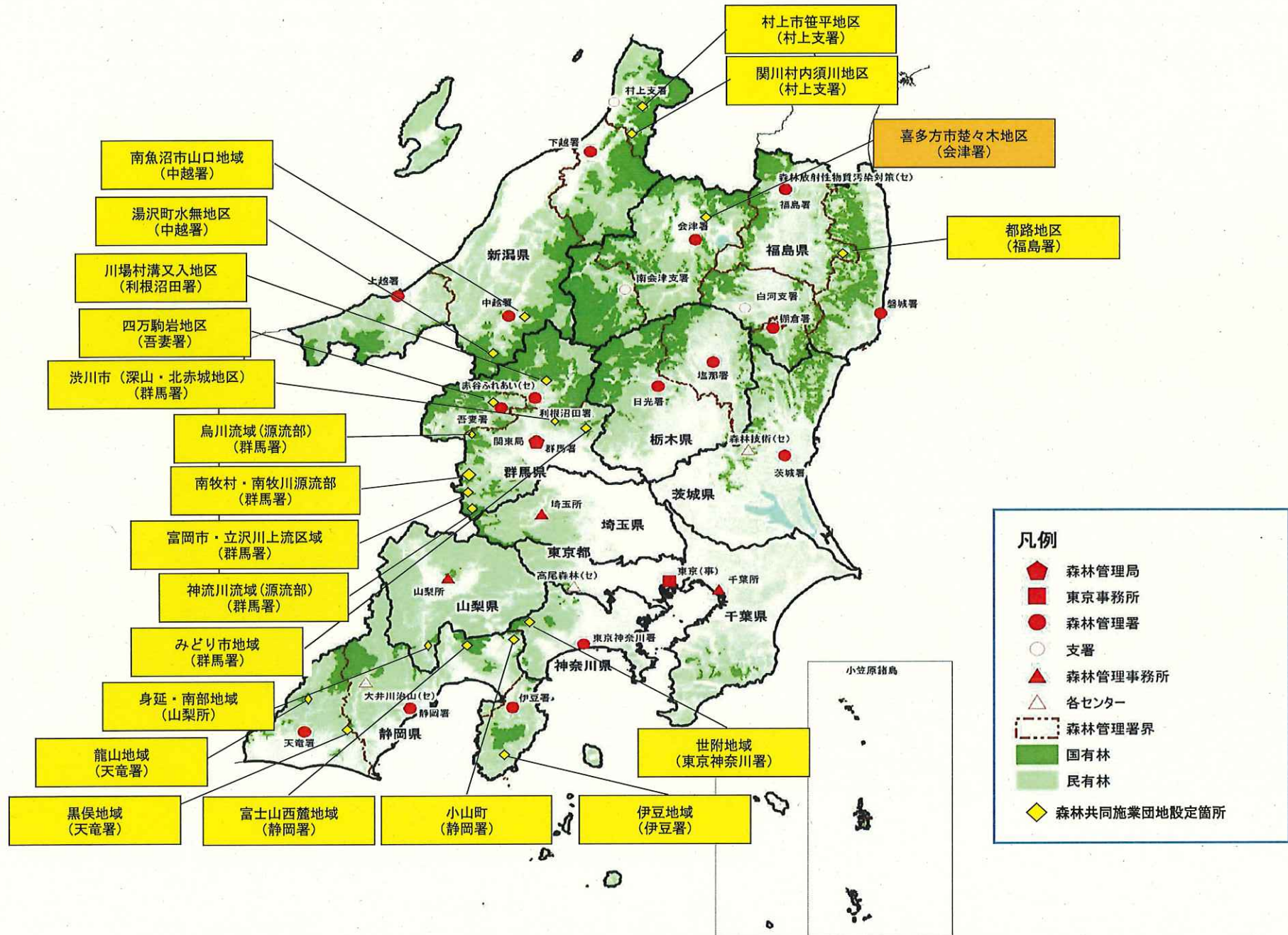
森林整備推進協定 一覧

令和2年7月1日現在

署等	森林整備推進協定名(団地の有無)	協定締結年月日	現協定期間		協定面積(ha)			協定者				森林計画区	
			始期	終期	国有林	民有林	計	市町村	県	事業者等			
福島	都路地区森林整備推進協定(団地)	R2.6.11	R2.6.11	R7.3.31	5,847	4,493	10,340			ふくしま中央森林組合	福島中央木材市場素材生産組合		阿武隈川
白河支署	古殿地域森林整備推進協定	H23.2.25	R2.4.1	R7.3.31	6,192	7,316	13,508	古殿町	県中農林事務所				阿武隈川
会津署	喜多方市森林整備推進協定(団地)	H29.3.16	H29.4.1	R4.3.31	14,319	24,035	38,354	喜多方市	会津農林事務所	会津北部森林組合	有限会社斉藤造林		会津
群馬署	みどり市地域森林整備推進協定(団地)	H28.11.29	H29.4.1	R4.3.31	15,825	712	16,537	みどり市	桐生森林事務所	わたらせ森林組合	桐生広域森林組合		利根下流
	烏川流域(源流部)森林整備推進協定(団地)	H29.6.1	R2.4.1	R7.3.31	2,126	1,562	3,688		西部森林環境事務所	磯村産業株式会社			西毛
	神流川流域(源流部)森林整備推進協定(団地)	H30.2.13	R2.4.1	R7.3.31	757	427	1,184	上野村		前橋水源林整備事務所	株式会社吉本		西毛
	南牧村・南牧川源流部森林整備推進協定(団地)	H30.11.5	R2.4.1	R7.3.31	1,222	687	1,909	南牧村	富岡森林事務所	南牧村森林組合			西毛
	富岡市・立沢川上流区域森林整備推進協定(団地)	H31.1.30	R2.4.1	R7.3.31	354	314	668	富岡市	富岡森林事務所	鍋川東部森林組合			西毛
	渋川市(深山・北赤城山地区)森林整備推進協定(団地)	H31.3.15	H31.3.15	R4.3.31	163	96	259	渋川市	渋川森林事務所	渋川広域森林組合	前橋水源林整備事務所		
利根沼田署	川場村溝又入地区森林整備推進協定(団地)	H24.10.25	H28.4.1	R3.3.31	205	214	419	川場村	利根沼田森林環境事務所				利根上流
吾妻署	四万駒岩地区森林整備推進協定(団地)	H26.3.26	H30.4.1	R5.3.31	138	73	211	中之条町	吾妻森林環境事務所	吾妻森林組合			吾妻
東京神奈川署	世附地区森林整備推進協定(団地)	R2.3.24	R2.3.24	R5.3.31	537	735	1,272	山北町	県政地域県政総合セン	王子木材緑化株式会社			神奈川
中越署	湯沢町森林整備推進協定(団地)	H26.3.3	H30.4.1	R5.3.31	87	17	104	湯沢町	南魚沼地域振興局				中越
	南魚沼市山口地域森林整備推進協定(団地)	H27.9.30	H30.4.1	R5.3.31	271	77	348	南魚沼市		南魚沼森林組合	株式会社戸田組		中越
下越署	阿賀地域民団連携森林整備推進協議会《準協定》	R2.3.31	R2.4.1	-	32,029	57,262	89,291	阿賀町	津川地区振興事務所	新潟県農林公社			下越
村上支署	村上市笹平地区森林整備推進協定(団地)	H25.2.1	R2.4.1	R7.3.31	313	206	519			下越流域森林・林業活	(有)阿部林業工務店		下越
	関川村内須川地区森林整備推進協定(団地)	H27.3.20	R2.4.1	R7.3.31	285	213	498			下越流域森林・林業活	新潟県農林公社	関川村森林組合	
静岡署	富士山西麓地域森林整備推進協定(団地)	H24.2.10	H28.4.1	R3.3.31	3,330	1,271	4,601	富士宮市	富士農林事務所	上井出財産区管理者	日本製紙(株)		富士
	小山町森林整備推進協定(団地)	H28.3.10	H28.4.1	R3.3.31	1,310	200	1,510	小山町	東部農林事務所				富士
天竜署	黒俣地域森林整備推進協定(団地)	H28.12.8	H31.4.1	R6.3.31	126	194	320	掛川市		掛川市森林組合			天竜
	龍山地域森林整備推進協定(団地)	R1.8.8	R1.8.8	R6.3.31	118	219	337	浜松市	西部農林事務所	龍山森林組合	(有)天竜フォレス	石野秀一	天竜
伊豆署	伊豆地域森林整備推進協定(団地)	H22.9.16	H29.4.1	R4.3.31	156	571	727		賀茂農林事務所	いなずさ林業	静岡水源林整備事務所		伊豆
山梨所	身延・南部地域森林整備推進協定(団地)	H25.3.27	R2.4.1	R7.4.1	643	580	1,223		峽南林務環境事務所	身延町森林組合	南部町森林組合	甲府水源林整備事務所	富士川中流
13署等	22協定(21団地) 1協議会				86,353	101,474	187,827	18	17	34		69	

※協定者数は延べ数

3-③ 関東森林管理局管内森林共同施業団地位置図



3-4 公益的機能維持増進協定制度

国有林に隣接・介在する私有林で、間伐等の施業が十分に行われていない場合、私有林の所有者と「公益的機能維持増進協定」を締結し、国において、国有林と私有林の整備を一体的に行う仕組み（世界自然遺産地域及びその候補地内については、外来種駆除も実施）

メリット

- ① 事業実施の手続は国が行います。
- ② 私有林分の事業費の2/3以上を国が負担します（私有林所有者の方の持出しなし）。
- ③ 私有林から生産される木材の販売は、国が協力して行います。
- ④ 地域全体の森林の公益的機能の維持増進が図られます。



3-④ 公益的機能維持増進協定制度の概要

1. 対象森林

・以下のすべてを満たす森林

- ① 国有林内等で孤立している人工林で、民有林間での集約化ができず、整備が困難な森林
- ② 公益的機能の発揮が期待されているものの、機能の低下又は低下のおそれがあり整備が必要な森林
- ③ 当該地区に国有林の施業予定地があること
(国有林と連結した路網の整備及び計画的な施業により、効率的な森林整備を実施することで公益的機能の発揮が期待できる森林)

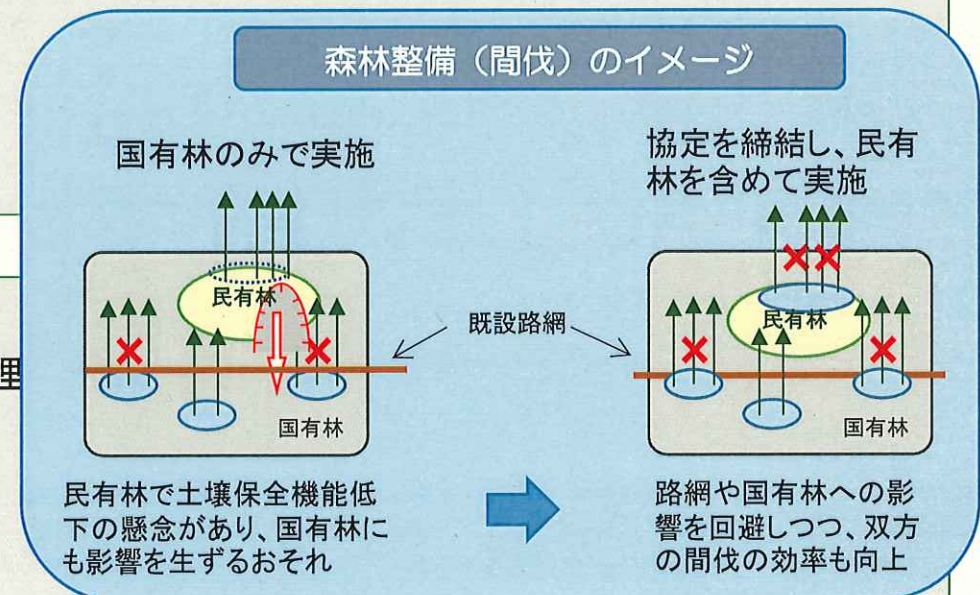
2. 協定の締結

- ・森林所有者等の合意の下で、森林管理局長と協定を締結します。
- ・期間は最長で10年間です。
- ・協定の内容を公告・縦覧により明確化します。
- ・素材の販売は、第三者に委託のうえ実施します。

3. 森林管理署が行う一体的な取組

- ・民有林、国有林を巡回する効率的な路網計画の作成、提案、施工管理
- ・民有林の間伐等の森林整備
- ・路網の共同利用

- ※ 具体的な内容については、協定の締結の際に決定します。
- ※ 協定に基づく間伐を実施した後は、5年間は皆伐できません。



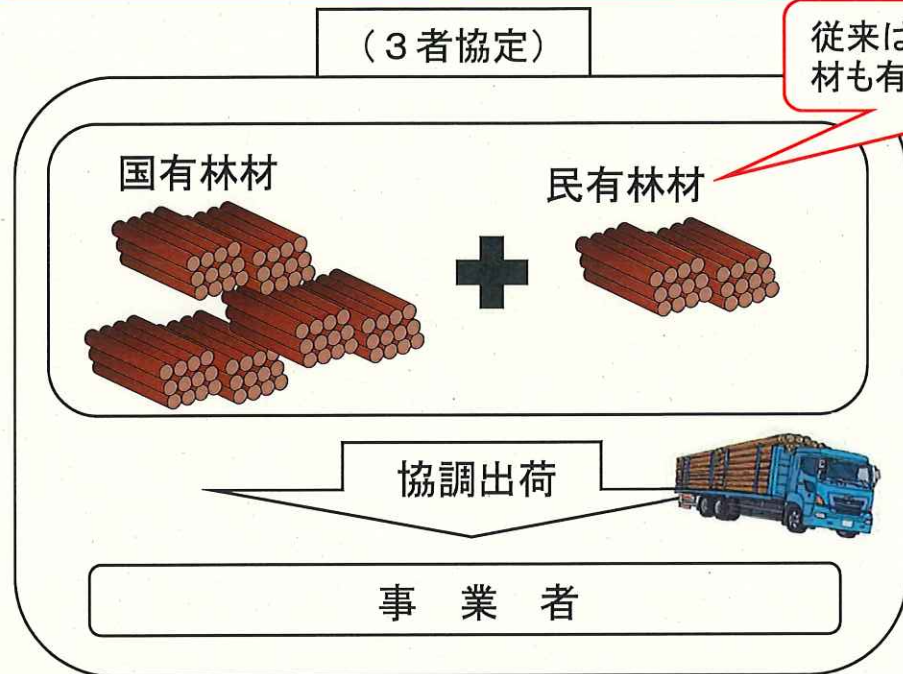
3-④ 関東森林管理局における公益的機能維持増進協定の締結状況

令和2年7月1日現在

No.	署等	協定名	所在地		協定締結年月日	協定有効期間	面積			協定相手方	民有林事業内容	
			都県	市町村			民有林	国有林	計			
1	天竜	浜松市三ヶ日町日比沢地区 公益的機能維持増進協定	静岡	浜松市	平成26年2月28日	自 至	平成26年4月1日 平成28年3月31日	1.23	40.22	41.55	日比沢区 自治会長	間伐 (活用型)
2	日光	日光市藤原地域 公益的機能維持増進協定	栃木	日光市	平成26年3月14日	自 至	平成26年4月1日 平成27年3月31日	1.81	30.96	32.77	日光市長	間伐 (活用型)
3	(局直轄)	小笠原諸島父島・夜明山地域 公益的機能維持増進協定	東京	小笠原村 (父島)	平成26年4月21日	自 至	平成26年4月21日 平成29年3月31日	1.11	1.10	2.21	個人所有者1名	外来種 駆除
4	日光	日光市高德地域 公益的機能維持増進協定	栃木	日光市	平成28年2月9日	自 至	平成26年4月1日 平成30年3月31日	0.52	40.14	40.66	個人所有者1名	間伐 (存置)
5	茨城	北茨城市上小津田地区 公益的機能維持増進協定	茨城	北茨城市	平成29年3月22日	自 至	平成29年4月1日 令和6年3月31日	3.59	36.77	40.36	個人所有者1名	間伐 (存置)
6	日光	日光市夕ヶ原地域 公益的機能維持増進協定	栃木	日光市	平成29年3月29日	自 至	平成29年4月1日 令和6年3月31日	0.79	87.94	88.73	個人所有者2名	間伐 (存置)
7	茨城	常陸太田市里川地区 公益的機能維持増進協定	茨城	常陸太田市	平成30年4月16日	自 至	平成30年4月16日 令和6年3月31日	1.37	23.68	25.05	個人所有者1名	間伐 (存置)
8	天竜	浜松市北区細江町気賀地区 公益的機能維持増進協定	静岡	浜松市	平成30年4月16日	自 至	平成30年4月16日 令和6年3月31日	0.23	18.17	18.40	個人所有者1名	間伐 (存置)
9	塩那	大田原市南方地区 公益的機能維持増進協定	栃木	大田原市	平成31年2月12日	自 至	平成31年4月1日 令和7年3月31日	0.50	23.78	24.28	個人所有者1名	間伐 (存置)
10	日光	日光市藤原見揚地域 公益的機能維持増進協定	栃木	日光市	平成31年3月28日	自 至	平成31年4月1日 令和7年3月31日	0.68	67.89	68.57	個人所有者2名	間伐 (活用・存置)

3-⑤ 民有林と国有林が連携した安定供給システム販売

民有林材と国有林材をまとめて出荷（協調出荷）することにより、民有林における施業の集約化やこれまで小ロットであることにより販路の乏しかった未利用間伐材等の有効利用を可能とし、原木の安定供給体制づくりを推進しています。



従来は林地残材となっていた材も有効利用される。



中間土場に極積された民有林材と国有林材

・ 民有林と連携した安定供給システム販売による協定実績

平成26年度	424m ³	1署・1協定	(群馬)
平成27年度	412m ³	1署・3協定	(群馬)
平成28年度	2,713m ³	4署・4協定	(茨城・群馬・下越・村上)
平成29年度	4,480m ³	8署・10協定	(白河・棚倉・会津・茨城・塩那・群馬・下越・村上)
平成30年度	6,688m ³	19署・21協定	(磐城・福島・白河・会津・南会津・茨城・塩那・群馬・吾妻・利根沼田・下越・村上・中越・東京神奈川・静岡・伊豆・天竜・千葉・山梨)
令和元年度	7,364m ³	20署・24協定	(磐城・福島・白河・棚倉・会津・南会津・茨城・日光・塩那・群馬・吾妻・利根沼田・下越・村上・中越・東京神奈川・静岡・伊豆・天竜・山梨)
令和2年度	10,100m ³	19署・28協定	(磐城・白河・棚倉・会津・南会津・茨城・日光・塩那・群馬・吾妻・利根沼田・下越・村上・中越・東京神奈川・静岡・伊豆・天竜・山梨)

3-⑥ 森林総合監理士等の育成支援 技術者育成研修

『研修拠点(利根沼田署)』において実施した研修等について(H30～)

	令和2年度(予定)		H31年度		H30年度	
	研修名	内容	研修名	内容	研修名	内容
林野庁主導研修	森林総合監理士育成研修(後期)2	3泊4日×1回	森林総合監理士育成研修(後期)2	3泊4日×1回	森林総合監理士育成研修(後期)	3泊4日×1回
	実践研修(現地検討) 「主伐・再造林に向けた、ニホンジカ被害対策全体構想の作成と実行について」	2泊3日×1回	実践研修(現地検討) 「主伐・再造林に向けた、ニホンジカ被害対策全体構想の作成と実行について」 ※研修テーマの見直し	2泊3日×1回	実践研修(現地検討) 「人工林広葉樹林化誘導技術」	2泊3日×1回
	林業成長産業化構想技術者育成研修(ブロック研修)	4泊5日×1回	林業成長産業化構想技術者育成研修(ブロック研修) ※林野庁委託事業でH31年度名称変更	4泊5日×1回	ICT等活用路網整備技術者育成研修(ブロック研修) ※林野庁委託事業でH30年度新規	4泊5日×1回
関東局独自研修	民国連携技術者育成研修(実践編)	3泊4日×1回	民国連携技術者育成研修(実践編) ※H31年度名称変更	3泊4日×1回	民国連携技術者育成研修(森林官能力向上研修を名称変更)	3泊4日×1回
	森林総合監理士等スキルアップ研修Vol. 1(広葉樹林化技術を学ぶ)	2泊3日×1回	森林総合監理士等スキルアップ研修Vol. I(広葉樹林化技術を学ぶ) ※H31年度名称変更	2泊3日×1回	人工林広葉樹林化誘導技術研修	2泊3日×1回
	森林総合監理士等スキルアップ研修Vol. 2(デジタルデータ基礎) ※R2年度名称変更	3泊4日×1回	森林総合監理士等スキルアップ研修Vol. III(高性能林業機械作業システムの選択と運用) ※H31年度名称変更	2泊3日×1回	高性能林業機械作業システム研修(林業機械化センターと連携した取組)	2泊3日×1回
	森林総合監理士等スキルアップ研修Vol. 3(森林作業道と作業システムの選択と運用) ※R2年度名称変更	2泊3日×1回	森林総合監理士等スキルアップ研修Vol. II(森林作業道指導者の育成) ※H31年度名称変更	2泊3日×1回	森林作業道技術指導研修(林業機械化センターと連携した取組)	2泊3日×1回

※上記の他、森林総合監理士の養成を目的として森林総合監理士受験者に対し資格取得に向けた研修を局においてH29年度より実施していたが、H31年度から「民国連携技術者育成研修(基礎編)」として見直しを図っている。

4. (事例紹介) 森林経営管理制度におけるドローンを活用した支援

平成31年4月から運用を開始した森林経営管理制度については、森林の経営管理の状況や今後の意向を森林所有者に確認する意向調査の実施を中心に、各市町村で地域の実情に応じた取組が展開されつつあります。

関東森林管理局では、民有林への支援の一環として、ドローンにより民有林を撮影し、画像データをオルソ化してGISに取り込み、林業経営に適しているかどうかの判断等に活用できるか試行的な取組を実施しています。



民有林における関東局職員によるドローン撮影状況
(自動飛行の説明)



撮影したドローン画像の取扱い等についての説明状況
(市役所内会議室)